

<奨学金給付型大学公式海外派遣プログラム>
2025年度海外留学支援制度（協定派遣）による学生交流プログラム募集要項
～チェンライ・ラチャパット大学（タイ）～

1. 概要・目的

本学の所在地である愛知県は外国にルーツを持つ児童生徒の数がとりわけ多い地域として知られるが、昨今その数は急速に増加している。こうした状況においては、日本語指導ができる教員だけでなく、地域や学校において外国人児童生徒支援を引っ張る人材の育成が喫緊の課題である。外国人児童生徒支援で指導的な役割を担うには、深い日本語教育の知見と日本語指導に関する多様な経験が不可欠である。とりわけ後者に関しては、海外の日本語教育事情や教授スキルを学ぶこと、海外で外国语を用いて日本語を教える経験、多言語・多文化社会の体験、さらには自身が文化的・言語的なマイノリティとして実際に過ごす経験を持つことが非常に重要である。こうした言語・文化一般についての広い知見、経験を持つことで、外国人児童生徒に対する日本語指導のスキルだけでなく、彼らに対するエンパシー（共感力）も向上すると期待する。そこで、本プログラムでは、本学の協定校であり、日本語学科を持つ、タイのチェンライ・ラチャパット大学で日本語教育を学ぶとともに、各大学の附属学校等で現地の子どもたちに日本語を教える経験を積むとともに、自身が異文化に身を置き、日本語がマイノリティである社会に身を置くことで外国人児童生徒支援の在り方についてリフレクションを行う。最後には総括的な学生シンポジウムをタイの学生と共同で企画開催し、自身の学びを深めるとともに、他に波及させる。このようなプログラムを実施することで、外国人児童の最も多い地域の一つにある大学として、また、広域拠点型教員養成大学として、地域の教育の質向上を図る。

具体的には、以下の目標の達成を目指す。

- (1) 本学の学術交流協定校である、チェンライ・ラチャパット大学（タイ）の日本語学科で海外での日本語教育のアプローチ・手法を学ぶとともに、多言語国家、多文化国家である同国の教員、学生と外国语教育について意見交換を行う。
- (2) 1ののち、現地の小中学校または高等学校で授業観察を行い、現地教員の指導を受けながら、外国语として児童生徒に日本語を教えて、日本文化を紹介する。
- (3) 1、2とともに、外国人児童生徒支援の在り方について関係協定校との交流会（オンラインも含む）を企画・開催する。
- (4) 英語で基礎的な日本語を教えるスキルを身に付ける。

出発前と帰国後に遠隔ミーティングシステム等を活用して、一定期間交流を行い、海外派遣の成果を実りあるものとする。

語学留学プログラムとは異なる、本格的な国際教育研修プログラムですので、タイの教育事情に興味・関心のある学生はぜひチャレンジしてください。

2. プログラム内容

(1)期間

（予定）2025年8月2日（土）～8月30日（日）（29日間）

※現時点では日程は最終的なものではありません。先方大学の事情及び航空機の運航状況などを考慮して決めていきます。

※滞在中は、協定機関の教職員がサポートします。本学の教職員も、ネットを通じてサポートします。

※質問等がある場合は、日本語教育講座 北野浩章教授 (kitano@aucc.aichi-edu.ac.jp) までメールでお問い合わせください。

(2)内容 ※詳細は今後調整予定

- ①事前指導（タイについて、東南アジアの文化、歴史、政治を学ぶ等）
- ②事前準備（パスポート取得、保険、危機管理、心構え、健康管理等）
- ③交流（日本語授業の見学やサポート、教壇実習、日本語専攻の学生との交流等）
- ④歴史・文化観察・体験（チェンライの市内観光、近隣の観光地へのツアーエンターテイメント等）
- ⑤事後指導（現地での体験を通じて学んだことをどのように今後に活かすかを考える等）

3. 募集人数

最大5名

4. 募集対象者

本プログラムへの参加を希望し、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者
(パスポートを所持しない場合は参加が確定してから速やかに取得してください)
- (2) 本学に在籍する学部1～4年生、大学院1、2年生で心身ともに健康で海外滞在に支障がない者
※学部3年生及び教職大学院小免取得コース在籍者のうち、秋に実習を行う者は参加できません。
- (3) 学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、前年度の成績評価係数が3.00満点で2.30以上であること（大学院1年生の場合は、出身大学の成績から算出）。
※学部1年生の場合は高校の成績で算出すること。
※①【成績評価係数の算出方法】をもとに「成績評価ポイント」を換算し、小数点第3位を四捨五入して算出する。
②成績評価係数が2.00以上2.30未満の場合は事前に国際交流センターに相談すること。
- (4) 本プログラムの事前・事後指導、事前準備に必ず参加できる者
- (5) 本プログラムに係る報告書等の作成に協力できる者
- (6) 申込前に大学の教務企画課、キャリア支援課及び学内関連部署に正規授業、大学の体験活動、教育実習等の実施スケジュールを確認し、支障なく参加できる者
- (7) 参加確定後に参加を辞退しキャンセル料が発生した場合、その相当額を負担できる者
- (8) 別紙1「大学公式海外短期派遣プログラム参加決定にかかる確認書」の内容に同意できる者

5. 費用

合計：約30万円

[内訳]

航空券：約14万円 ※航空券の価格などによる費用の変動あり。

宿泊費：チェンライは、大学から学内宿泊施設などを提供してもらえ光熱費程度で済む予定。

その他：飲食費、その他生活をしていく上でかかる経費、観光入場料、交通費、体験活動費用
及び日本からと日本へのお土産代など

海外旅行保険料：約1万円

なお、日本学生支援機構から奨学金として、一人当たり9万円を支給します。ただし、最多5名まで、いずれも帰国後の支払いとなります。

※旅行代金の支払い時の為替相場の状況により金額に変更が生じる可能性があります。予めご了承ください。

6. 応募締切

2025年5月23日（金）17:00

7. 応募手続

本プログラムへの参加を希望する者は、以下のサイトからお申込みください。

注：

- 1) 大学の auecc.aichi-edu.ac.jp アカウントのサインインが必要です。
- 2) 成績証明書、パスポートと語学資格の証明書等を事前にご用意ください。（用意できる方のみで結構です）

<https://forms.office.com/r/jZiZXeQh4i>



8. 選考方法：

書類選考（必要に応じて面接を実施する場合があります）

9. 申込書類提出先・問合せ先

国際交流センター（教育交流館1階）

T E L : 0566-26-2178、2179

E-mail : kokusaikoryu[at]m.auecc.aichi-edu.ac.jp

（※[at]記号を「@」に書き換えてメールを送信してください。）

【成績評価係数の算出方法】

成績評価	S	A	B	C	D
評価ポイント	3	3	2	1	0

（計算式）

$$\frac{（「評価ポイント3の単位数」\times3)+(「評価ポイント2の単位数」\times2)+(「評価ポイント1の単位数」\times1)+(「評価ポイント0の単位数」\times0)}{\text{前年度の総登録単位数}}$$

大学公式海外旅行短期派遣プログラム参加決定にかかる確認書

愛知教育大学（以下、「本学」という）公式海外短期派遣（以下、「SV」という）プログラムでの活動を行うにあたり、下記事項をすべて承諾または遵守することを誓約いたします。確認後、□にチェックを入れてください。

記

【SV プログラム 事前準備】

- 申込前に本学の教務企画課、キャリア支援課及び学内関連部署に、正規授業、大学の体験活動、教育実習等の実施スケジュールを確認し、支障なく参加できること。
- 定められた注意事項やルールを順守すること。
- 本プログラムの事前・事後指導、事前準備に参加すること。
- 本学より求められた必要な書類を期日までに提出すること。
- 費用の支払いを期日までにすること（キャンセルの場合はキャンセル料が発生します）。
- 保護者の同意を得ていること。（渡航の可否含む）
- 本学で指定された海外旅行保険に加入すること。
- 持病、既往症がある方は主治医から活動参加の承諾を得ていること。
必要に応じて、医師の診断書を活動先に持参すること。
- 渡航先によっては、新型コロナウイルス等、感染症のワクチン接種が渡航条件となる場合があることを理解し、以下の点を了承できること。
 - ・渡航先の入国時（と入国後の活動にかかる）ガイドラインにより必要とされる場合は接種できること。
- 出発前の体調不良等によるキャンセル費用は自己負担になるため、健康管理に留意すること。
- 渡航について必要な諸手続きや緊急時の対応のため、本学に届け出た学生本人及び保護者・保証人の個人情報について、必要に応じて、本学、協定校、旅行会社、保険会社、関係省庁及び在外公館が共有、利用することについて同意すること。

【SV プログラム 活動中】

- 本学の学生として自覚を持ち責任のある行動をすること。
- 活動中に事故、事件に遭遇する可能性があることを認識し、滞在国の法令や引率教員の指示を守り、迷惑行為や事故を起こさないよう最大限の努力をすること。
- 滞在国の治安や感染症の状況によって、体験スケジュール変更の場合があることを理解し、その場合は活動の中止判断を含め、本学及び協定校の指示に従うこと。
- 学生自身の故意や過失により活動中に学生が被る身体的、物的損害、損失に対して、及び学生が他者に対して与えた身体的、物的損害、損失に対して、本学及び協定校が賠償その他の責任を負うべきではないことに同意すること。
- 航空機事故等、不足の事態や不可抗力の事故についても本学がその責任を負うべきではないことに同意すること。

以上